

広島県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町大塚字木屋ヶ谷九三の一、九三の二、九九の一、九九の三〇、九九の四〇、九九の四二、九九の四六、九九の四八、字月谷一〇七の二、宮迫字北時雨五九九の一五六、五九九の一六一（次の図に示す部分に限る。）、志路原字番ノ木一一八の一、一一八一の二六、都志見字野々志二八九四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二八九四の一七九、二八九四の一八八、二八九四の一八九、安芸太田町大字上筒賀字猪ノ股山九一九の三（次の図に示す部分に限る。）、安芸高田市向原町坂字兼石松岡山一九一七の二三、一九一七の二六、一九一七の四二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室並びに安芸高田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）